

岡山市公共交通網形成協議会規約 修正案

(目 的)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下、「網形成計画」という。）の策定及び実施に関し必要な協議を行うため、岡山市公共交通網形成協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 網形成計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 網形成計画及び網形成計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (3) 網形成計画の達成状況の評価に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組 織)

第3条 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

(会長)

第4条 会長は、次条の規定に基づき選出された委員の中から、これを選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(協議会の委員)

第5条 協議会の委員は、別表に掲げる団体又は機関等を代表するものとする。

- 2 会長は、委員の他に必要があると認める者について、オブザーバーとして協議会の構成に加えることができる。

(会 議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議の議決方法は全会一致を原則とする。ただし、会長が認める場合は、この限りではない。
- 3 会議は、原則として公開とする。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

別表（第5条関係）

区分	団体または機関等	氏名	
学識経験者	岡山大学大学院 環境生命科学研究科	教授 阿部 宏史	
	岡山大学大学院 環境生命科学研究科	准教授 橋本 成仁	
利用者代表	岡山市連合町内会	副会長 伊永 高明	
	岡山市連合町内会	副会長 永見 勝	
	岡山市連合婦人会	会長 塩見 槇子	
	岡山市障害者団体連合会	会長 宮本 敏行	
公共交通事業者	鉄道	西日本旅客鉄道株式会社 岡山支社企画課 課長 久保 聡志	
	路面電車	岡山電気軌道株式会社 代表取締役社長 小嶋 光信	
	バス	中鉄バス株式会社	代表取締役 藤田 祥江
		宇野自動車株式会社	取締役社長 宇野 泰正
		両備ホールディングス株式会社	代表取締役社長 松田 久
		東備バス株式会社	代表取締役 佐藤 輝彦
		備北バス株式会社	代表取締役 政森 毅
		岡山電気軌道株式会社	代表取締役社長 小嶋 光信
		下津井電鉄株式会社	代表取締役 永山 久人
		中鉄北部バス株式会社	代表取締役 藤田 祥江
		八晃運輸株式会社	代表取締役 成石 敏昭
タクシー	一般社団法人 岡山県タクシー協会 会長 梶川 政文		
経済	岡山商工会議所 都市交通委員会 委員長 若林 昭吾		